中間処理

中間処理施設 京浜島工場

■ 第一工場

第一工場では、缶やペットボトルなどの飲料容器を対象とした選別ラインを整備し、資源として再利用されることを前提とした選別・圧縮等の処理を行っています。設備による処理と人の目による確認を組み合わせ、次工程につながる品質の確保に努めています。

また、一部の廃プラスチック類については、性状に応じて破砕や発泡スチロールの溶融処理も行っています。





第一工場

処分許可

処理区分	対象品目
圧縮・梱包	廃プラスチック類、金属くず
破砕・溶融	廃プラスチック類

■ 第二工場

第二工場では、燃料や原料として再利用されることを前提としたプラスチック類を対象に、選別、圧縮梱包の処理を行っています。性状や用途を考慮した選別により、次工程へ適切に引き渡しています。



第二工場

処分許可

処理区分	対象品目
圧縮・梱包	廃プラスチック類

京浜島工場では積替え保管の許可も取得しており、乾電池や蛍光灯といった、水銀含有廃棄物などにも対応できる体制を整えています。

中間処理

中間処理施設 新木場工場

主に大型の什器類や金属類などを対象とした中間処理を行い、素材や形状に応じた適正な分別・処理を実施しています。比較的大型・重量物となる廃棄物にも対応できる設備を備え、次工程における再資源化や適正処理につながる中間処理を担っています。



外観



破砕機

処分許可

処理区分	対象品目
破砕	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
切断	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、木くず
圧縮・梱包	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず

中間処理施設 新砂工場

新砂工場では、発泡スチロールの溶融処理による減容を行っています。発泡スチロールは嵩張りやすい特性を持つため、発生地に近いエリアで減容処理を行うことで、運搬効率の向上と環境負荷の低減につなげています。



発泡スチロールを
約1/100に減容してつくるインゴット

処分許可

処理区分	対象品目
溶融	廃プラスチック類

使用済みの食用油を原料として、バイオディーゼル燃料（BDF）を製造しています。当社のBDF製造施設は、廃食用油の「再生」（BDF燃料化）として、東京都内で初めて産業廃棄物処分業の許可を取得しました。



バイオディーゼル燃料の蒸留機

処分許可

処分許可	対象品目
再生（燃料化）	廃油

中間処理

生ごみ資源化施設



飲食店などから出る生ごみには油分、塩分等が含まれ、割り箸、楊枝、ラップ等の異物も混入し、飼料や肥料へのリサイクルの妨げとなっているのが現状です。
当施設に搬入された生ごみは、まず選別機によって異物を除去した後、メタン発酵設備によって発生したバイオガスを燃料としてガスタービンにより発電（バイオマス発電）。出来上がった電気は環境負荷の低い電力として、東京電力を通して各ご家庭やビルに供給されます。
また、電気だけではなく、バイオガスを精製して都市ガスとして供給する設備も備えています。そして最後の工程で発生する残渣は肥料登録し農地で活用されています。

関連会社 バイオエナジー株式会社 https://www.bio-energy.co.jp/

株式会社都市環境エンジニアリング

〒135-0016
東京都江東区東陽二丁目4番14号　三井ウッディビル 5階
TEL 03-5639-0740　https://www.tkeng.co.jp/